

官報

号外
平成二十七年四月二十二日

○第百八十九回 参議院会議録第十四号

平成二十七年四月二十二日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十四号

平成二十七年四月二十二日

午前十時開議

- 第一 独立行政法科大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。
日程第一 独立行政法科大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員
長水落敏栄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成二十七年四月二十二日 参議院会議録第十四号

独立行政法科大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務の一部を独立行政法科大学評価・学位授与機構に承継させるとともに、同機構の名称を独立行政法科大学改革支援・学位授与機構とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、大学改革における新法人の役割、大学評価の在り方、独立行政法人改革の方向性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百二十六
反対 十一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員
長片山さつき君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔片山さつき君登壇、拍手〕

○片山さつき君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、防衛装備品等の調達であつて、長期契約により調達経費の縮減等に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定める特定防衛調達について、国庫債務負担行為により支出すべき年限を十か年度以内まで延長すること等の特別措置を定めるものであります。

委員会におきましては、長期契約の対象として予算計上されている固定翼哨戒機P-1を保有する海上自衛隊厚木航空基地等への視察を行うとともに、長期契約の導入による調達コストの削減効果、長期契約の締結と技術革新や物価変動等への対応、本法を時限法とした理由、特定防衛調達の透明性確保のための公表の在り方、防衛調達に財

政法の例外化措置を設けることの問題性等について質疑を行いました。詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百二十一
反対 十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 奥石 東君

—

議員	吉良よし子君	又市 征治君	赤石 清美君	山田 俊男君	大野 元裕君	西村まさみ君	前川 清成君	加藤 敏幸君
石川 博崇君	竹谷とし子君	野上浩太郎君	二之湯 智君	小泉 昭男君	柘植 芳文君	齋藤 嘉隆君	小川 勝也君	直嶋 正行君
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君	松村 祥史君	愛知 治郎君	岡田 直樹君	徳永 エリ君	田城 郁君	北澤 俊美君	柳田 稔君
河野 義博君	佐々木さやか君	中川 雅治君	岡田 広君	野村 哲郎君	難波 奨二君	江崎 孝君	前田 武志君	江田 五月君
倉林 明子君	福島みずほ君	脇 雅史君	関口 昌一君	末松 信介君	滝波 宏文君	野田 国義君	寺田 典城君	片山虎之助君
矢倉 克夫君	杉 久武君	岡田 雅史君	伊達 忠一君	金子原二郎君	金子 洋一君	吉川 沙織君	寺田 典城君	
宮本 周司君	田村 智子君	関口 昌一君	伊達 忠一君	鶴保 庸介君	相原久美子君	林 久美子君	寺田 典城君	
紙 智子君	秋野 公造君	伊達 忠一君	岩城 光英君	高階恵美子君	藤末 健三君	尾立 源幸君	防衛大臣	
新妻 秀規君	平木 大作君	伊達 忠一君	岩井 茂樹君	平野 達男君	大久保 勉君	白 眞勲君	文部科学大臣	下村 博文君
若林 健太君	江島 潔君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	青木 一彦君	足立 信也君	藤本 祐司君	防衛大臣	中谷 元君
仁比 聡平君	大門実紀史君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	島尻安伊子君	佐藤 信秋君		
若松 謙維君	谷合 正明君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	芝 博一君	柳澤 光美君		
横山 信一君	藤川 政人君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	小林 正夫君	藤田 幸久君		
中原 八一君	三原じゅん子君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	大塚 耕平君	那谷屋正義君		
井上 哲士君	小池 晃君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君		
浜田 昌良君	山本 香苗君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	神本美恵子君	田中 直紀君		
山本 博司君	磯崎 陽輔君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	羽田雄一郎君	郡司 彰君		
藤井 基之君	北川イツセイ君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	榑葉賀津也君	和田 政宗君		
市田 忠義君	山下 芳生君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	渡辺美知太郎君	田中 茂君		
荒木 清寛君	山口那津男君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	清水 貴之君	松沢 成文君		
魚住裕一郎君	西田 実仁君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	山口 和之君	行田 邦子君		
長沢 広明君	世耕 弘成君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	有田 芳生君	東 徹君		
山谷えり子君	赤池 誠章君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	中西 健治君	井上 義行君		
長谷川 岳君	大家 敏志君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	藤巻 健史君	蓮 舫君		
宇都 隆史君	吉川ゆうみ君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	大島九州男君	中野 正志君		
森屋 宏君	山下 雄平君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	水野 賢一君	山田 太郎君		
山田 修路君	渡邊 美樹君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	儀間 光男君	柴田 巧君		
堀内 恒夫君	三宅 伸吾君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	水岡 俊一君	津田弥太郎君		
堀井 亨君	舞立 昇治君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	江口 克彦君	中山 恭子君		
堀井 巖君	馬場 成志君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	松田 公太郎君	アノ下才猪木君		
渡辺 猛之君	井原 巧君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	真山 勇一君	川田 龍平君		
石井 正弘君	石田 昌宏君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	小見山幸治君	増子 輝彦君		
太田 房江君	大野 泰正君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	福山 哲郎君	櫻井 充君		
北村 経夫君	古賀友一郎君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	小川 敏夫君	長浜 博行君		
牧野たかお君	中西 祐介君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君	小野 次郎君	室井 邦彦君		
熊谷 大君	磯崎 仁彦君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君				
上野 通子君	石井 浩郎君	阿達 雅志君	荒井 広幸君	主濱 了君				

議長の報告事項

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

総務委員

財政金融委員

予算委員

決算委員

前川 清成君

小川 勝也君

北澤 俊美君

前田 武志君

寺田 典城君

文部科学大臣

防衛大臣

下村 博文君

中谷 元君

加藤 敏幸君

直嶋 正行君

柳田 稔君

江田 五月君

片山虎之助君

岸 宏一君

佐藤 正久君

小西 洋之君

矢倉 克夫君

小野 次郎君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

世耕 弘成君

弘成君

芳文君

誠君

誠君

誠君

誠君

誠君

誠君

誠君

渡辺美知太郎君 中西 健治君
又市 征治君 吉田 忠智君

行政監視委員
倉林 明子君 補欠 井上 哲士君

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
競馬法の一部を改正する法律案
矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
道路交通法の一部を改正する法律案
勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問に対する答弁書(第九八号)

参議院議員有田芳生君提出日本人抑留者に関する質問に対する答弁書(第九九号)

参議院議員山田太郎君提出日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問に対する答弁書(第一〇〇号)

参議院議員中西健治君提出アジアインフラ投資銀行に関する質問に対する答弁書(第一〇一号)

参議院議員糸数慶子君提出北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区长からの要請に関する質問に対する答弁書(第一〇二号)

参議院議員浜田和幸君提出首都機能移転に関する質問に対する答弁書(第一〇三号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律

一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

法務委員 井上 義行君 補欠 行田 邦子君

有村 治子君 補欠 古賀友一郎君
猪口 邦子君 堀井 巖君

外交防衛委員 藤田 幸久君 補欠 田中 直紀君

厚生労働委員 行田 邦子君 補欠 井上 義行君

農林水産委員 古賀友一郎君 補欠 有村 治子君
堀井 巖君

国土交通委員 堀井 巖君 補欠 猪口 邦子君

予算委員 田中 直紀君 補欠 藤田 幸久君

参議院議員 滝波 宏文君 補欠 佐藤 正久君
田城 郁君 齋藤 嘉隆君
安井美沙子君 小西 洋之君
平木 大作君 矢倉 克夫君
藤巻 健史君 小野 次郎君

参議院議員 齋藤 正久君 補欠 滝波 宏文君
小西 洋之君 安井美沙子君
嘉隆君 田城 郁君

参議院議員 佐藤 正久君 補欠 滝波 宏文君
小西 洋之君 安井美沙子君
嘉隆君 田城 郁君

参議院議員 小西 洋之君 補欠 安井美沙子君
嘉隆君 田城 郁君

参議院議員 安井美沙子君 補欠 田城 郁君

参議院議員 平木 大作君 補欠 小野 次郎君

参議院議員 藤巻 健史君 補欠 小野 次郎君

参議院議員 小野 次郎君 補欠 小野 次郎君

参議院議員 小野 次郎君 補欠 小野 次郎君

参議院議員 小野 次郎君 補欠 小野 次郎君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

国の統治機構に関する調査会委員

辞任 補欠

浜野 喜史君 石上 俊雄君
行田 邦子君 田中 茂君
山本 太郎君 主演 了君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二十一号)

文部科学省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

水防法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)審査報告書
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第二〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第一一三号)

国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第一一四号)

後方支援を行う自衛隊員に対する戦時国際法適用の有無に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第一一五号)

外国人家事労働者の受入れに関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一一六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員系数慶子君提出沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果(中間報告)等に関する質問に対する答弁書(第一〇四号)

参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問に対する答弁書(第一〇五号)

同日衆議院から、同院は議長に大島理森君を選挙した旨の通知書を受領した。

審査報告書

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月二十一日
文教科学委員長 水落 敏榮
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務の一部を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継させるとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構とする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成

十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法

目次中「第十七条」を「第二十二條」に、「第十八条・第十九条」を「第二十三條・第二十五條」に、「第二十條・第二十二條」を「第二十六條・第二十八條」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第三条中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改め、「図」とともにの下に「国立大学法人等(国立大学法人(同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。)、大学共同利用機関法人(同法第二條第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。))及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。同項第三号において同じ。の施設の整備等に必要資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて」を加える。

第六条中「大学評価・学位授与機構」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第十一條第二項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)」に改める。

第十六條第一項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に對し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(次条及び第

十九條第一項において「施設費貸付事業」という。)を行うこと。

三 国立大学法人等に對し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(以下「施設費交付事業」という。)を行うこと。

第二十二條を第二十八條とする。

第二十一條第二号中「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十九條第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一條の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十一條を第二十七條とし、第二十條を第二十六條とし、第五章中第十九條を第二十五條とし、第十八條を第二十四條とし、同条の前に次の一條を加える。

(財務大臣との協議)
第二十三條 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。

二 第十九條第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一條の規定による認可をしようとするとき。

第十七條の見出しを「(利益及び損失の処理の特例等)」に改め、同条第一項中「機構は」の下に「施設整備勘定以外の一般の勘定において」を加え、「前条に規定する業務」を「第十六條に規定する業務のうち同条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 施設整備勘定については、通則法第四十四條

第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4 機構は、施設整備勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の施設費交付事業の財源に充てなければならない。

第四章中第十七条を第十八条とし、同条の次の四條を加える。

(長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券)

第十九条 機構は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要

な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第十六條の次に次の一條を加える。

(区分経理)

第十七条 機構は、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と

区分し、特別の勘定(次条において「施設整備勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

附則第四條中「機構の職員」とを「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第十三條第一項において「改正法」という。)による改正前の第二條の独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下この条及び次条第三項において「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」という。)(の職員」とに、「機構の職員を」と「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員を」とに改める。

附則第五條第三項中「機構の成立を」と「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の成立」に、「引き続いて機構を」と引き続いて旧独立行政法人大学評価・学位授与機構に、「引き続き機構を」と引き続き旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。以下この項において同じ。に、「機構を」と「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改め、同項ただし書中「機構を」と「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。

附則第十三條中「前条を」と「第十二條に改め、同条を附則第十四條とし、附則第十二條の次に次の一條を加える。

(機構の業務に関する特例等)

第十三條 機構は、当分の間、第十六條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第十二條第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務(改正法附則第十條の規定による廃止前の独立行政法人大学評価・経営センター法(平成十五年法律第百十五号)次号において「旧センター法」という。)附則第八條第一項第二号の規定により独立行政法人大学評価・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二條第一項の規定により機構が承継するもの(以下この条において「承継債務に係る利子の支払(以下この条にお

いて「承継債務償還」という。)を行うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八條第一項第一号の規定により独立行政法人大学評価・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二條第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

2 機構は、当分の間、第十八條第四項に規定する積立金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3 承継債務償還については、第十九條第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

4 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十七條中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第十三條第一項に規定する業務」と、第二十七條第一号中「第十六條」とあるのは「第十六條及び附則第十三條第一項」とする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三條第二項及び第三項並びに第十四條の規定は、公布の日から施行する。

(センターの解散等)

第二條 独立行政法人大学評価・経営センター(以下「センター」という。)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するた

めに必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 センターの平成二十六年四月一日に始まる中期目標の期間(独立行政法通則法平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項において同じ。は、平成二十八年三月三十一日に終わるものとする。

5 センターの平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度(次項及び第七項において「最終事業年度」という。)及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

6 センターの最終事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

7 センターの最終事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、機構が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人大学財務・経営センター法(平成十五年法律第十五号。同条を除き、以下「旧センター法」という。)第十五条第二項から第五項まで及び附則第十一条第

二項の規定は、なおその効力を有するものとし、旧センター法第十五条第二項中「前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるのは「施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額」と、同条第四項中「翌事業年度以降の施設費交付事業」とあるのは「平成二十八年四月一日に始まる事業年度以降の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第十四号)第十六条第一項第三号に規定する施設費交付事業」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第二項から第四項まで」と、旧センター法附則第十一条第二項中「承継債務償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務償還」とする。

9 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第三項 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧センター法第十五条第四項に規定する積立金の額に相当する金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に對し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)現在における時

二項の規定は、なおその効力を有するものとし、旧センター法第十五条第二項中「前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるのは「施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額」と、同条第四項中「翌事業年度以降の施設費交付事業」とあるのは「平成二十八年四月一日に始まる事業年度以降の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第十四号)第十六条第一項第三号に規定する施設費交付事業」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第二項から第四項まで」と、旧センター法附則第十一条第二項中「承継債務償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務償還」とする。

9 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第三項 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧センター法第十五条第四項に規定する積立金の額に相当する金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に對し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)現在における時

価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

項又は第二項の規定による債券とみなす。

第六条 旧センター法附則第三条の規定によりセンターの職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したこと、旧センター法附則第三条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第七條 この法律の施行の際現に旧センター法附則第五條第三項に該当する者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

第八條 機構の役員又は職員についての通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九條 機構の役員又は職員についての通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條 機構の役員又は職員についての通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條 機構の役員又は職員についての通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二條 機構の役員又は職員についての通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十條の四第一項	の中期目標管理法人役員職員であつた者	の中期目標管理法人役員職員であつた者(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年改正法」という。))附則第二條第一項の規定により解散した旧独立行政法人大学財務・経営センター(独立行政法通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号))の施行の日以後のものに限る。以下「旧センター」という。の中期目標管理法人役員職員であつた者を含む。以下この項において同じ。
通則法第五十條の四第二項第一号	であつた者	であつた者(旧センターの中期目標管理法人役員職員であつた者を含む。)

通則法第五十条の 第四項第四号	当該中期目標管 理法人	当該中期目標管理法人(旧センターを含む。)
通則法第五十条の 第四六項	したこと	したこと(平成二十七年改正法附則第十条の規定による 廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法 (平成十五年法律第百十五号。以下この項において「旧セ ンター法」という。))又は旧センターが定めていた業務方 法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下こ の項において「旧センター規則」という。)に違反する職務 上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)
	させたこと	させたこと(旧センターの役員又は職員にこの法律、旧 センター法若しくは他の法令又は旧センター規則に違反 する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同 じ。)
	であつた者	であつた者(旧センターの役員又は職員であつた者を含 む。)
通則法第五十条の 第六一号	であつた者	であつた者(旧センターの中期目標管理法人役職員で あつた者を含む。)
	定めるもの	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧センターの 内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務 を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令 で定めるものを含む。)
通則法第五十条の 第六二号	うち、当該中期 目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人(旧センターを含む。)
通則法第五十条の 第六三号	管理法人	、当該中期目標管理法人(旧センターを含む。以下この 号において同じ。)

(名称の使用制限に関する経過措置)
第九条 この法律の施行の際現に大学改革支援・
学位授与機構という名称を使用している者につ
いては、この法律による改正後の独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構法第六十条の規定
は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(独立行政法人国立大学財務・経営センター法
の廃止)

第十条 独立行政法人国立大学財務・経営セン

ター法は、廃止する。
(独立行政法人国立大学財務・経営センター法
の廃止に伴う経過措置)
第十一条 センターの役員又は職員であつた者に
係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし
てはならない義務については、施行日以後も、
なお従前の例による。
第十二条 センターが交付した旧センター法第十
九条に規定する資金については、同条の規定

は、なおその効力を有する。この場合におい
て、同条中「独立行政法人国立大学財務・経営
センター」とあるのは「独立行政法人大学改革
支援・学位授与機構」と、「独立行政法人国立
大学財務・経営センターの理事長」とあるのは
「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の
機構長」と、「独立行政法人国立大学財務・経営
センターの事業年度」とあるのは「独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構の事業年度」とす
る。
(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則
第十一条の規定によりなお従前の例によること

とされる場合におけるこの法律の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。
(政令への委任)
第十四条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定
める。
(船員保険法の一部改正)
第十五条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三
号)の一部を次のように改正する。
別表第一 独立行政法人大学評価・学位授与機
構の項を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
(平成十五年法律第百十四号)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法
(平成十五年法律第百十四号)

別表第一 独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削る。
(学校教育法の一部改正)

第十六条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百四条第四項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位
授与機構」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二 独立行政法人大学評価・学位授与機構の項を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
(平成十五年法律第百十四号)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法
(平成十五年法律第百十四号)

別表第二 独立行政法人国立大学財務・経営セ
ンターの項を削る。

第十八条 大学の教員等の任期に関する法律の一部改正
第十九条 大学の教員等の任期に関する法律(平
成九年法律第八十二号)の一部を次のように改
正する。

第二条第三号中「独立行政法人大学評価・学
位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営
センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位
授与機構」に改める。

第三十一条の三第一項中「独立行政法人大学
評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改

授与機構」に改める。
(国立大学法人法の一部改正)
第十九条 国立大学法人法(平成十五年法律第百
十二号)の一部を次のように改正する。
第七条第四項中「独立行政法人国立大学財
務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支
援・学位授与機構」に改める。
第三十一条の三第一項中「独立行政法人大学
評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案

革支援・学位授与機構に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に改める。

附則第九條第二項中「当該価額」の下に「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第十九條の規定による改正前の」を加え、「以下「センター」という。」を削り、「負担する」を「負担することとされた」に改め、同条第三項中「センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（附則第十二條第一項において「機構」という。）」に改める。

附則第十二條の見出し中「センター」を「機構」に改め、同条第一項中「センター」を「機構」に、「独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）附則第八條第一項第二号の規定によりセンターが承継した借入金債務を、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三條第一項第一号に規定する承継債務（第三項において単に「承継債務」という。）に改め、同条第三項中「センター」が承継した借入金債務を「承継債務」に改める。

（国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 施行日前に前条の規定による改正前の国立大学法人法第七條第四項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の国立大学法人法第七條第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

（独立行政法人国立高等専門学校機構法等の一部改正）
第二十一条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。
一 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第五條第四項及び附則第八條第三項

二 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）附則第五條第十一項
三 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第三條第二項（独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五條第四項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五條第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

審査報告書
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十七年四月二十一日
外交防衛委員長 片山さつき
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達（専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務の調達であつて、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が五箇年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。）により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。）に係る

る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。
一、防衛大臣は、特定防衛調達の対象となる装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務を財務大臣と協議して定める際の指針を、可能な限り早期に定め、適切な整備・調達等の実施を図ること。

二、前記の指針を定めるに当たっては、できる限り国民に対して透明性を確保することに努めることとし、国産、ライセンス契約、FMS 契約、一般輸入契約等の契約の形態ごとに留意すべき事項を検討するとともに、年限内の調達計画に伴う初度費や役務契約が明らかになっている度合い等を検討の要素に含めるべきこと。
三、長期契約により縮減される経費の推計額を含め適正な調達価格算定能力の向上は、本法の適切な運用に当たり不可欠なものであることに鑑み、信頼性及び客観性を持った額を主體的に算定できるよう、体制や制度の構築に向けた取組を行うこと。

四、防衛大臣は、将来の安全保障環境や技術革新といった要素を十分に勘案し、長期契約によることがかえつて効果的かつ効率的な装備品等の調達を損ねることにならないよう、特定防衛調達の対象となる装備品等を厳格に選定すること。
五、国庫債務負担行為により支出すべき年限については、中期防衛力整備計画の期限である平成三十年度を大幅に超えた年度での後年度負担がいたずらに多額に発生することのないよう留意

すること。
六、本法施行後一年をめどに、その運用実績等を踏まえて、必要に応じ、長期契約に伴う経費縮減の公表の在り方を見直しを行うこと。その際には、財政法第十八條の閣議決定があつたときの公表には契約見込み額を含むこと、また、長期契約に基づく支払いの終了時には、それまでの支払実績の詳細（支払総額、長期契約によつて縮減された最終的な金額、未精算の金額が発生した場合はその金額及び理由等）を遅滞なく公表することについて検討を進めること。なお、必要性があると判断された場合には、速やかに所要の法改正を行うこと。
右決議する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
平成二十七年四月七日
衆議院議長 町村 信孝
参議院議長 山崎 正昭殿

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案

第一条 この法律は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達（専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機（以下この条において「装備品等」という。）並びに当該装備品等の整備に係る役務の調達であつて、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が五箇年

（趣旨）
第一条 この法律は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達（専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機（以下この条において「装備品等」という。）並びに当該装備品等の整備に係る役務の調達であつて、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が五箇年

第一条 この法律は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達（専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機（以下この条において「装備品等」という。）並びに当該装備品等の整備に係る役務の調達であつて、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が五箇年

度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。第三条において同じ。）により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。以下同じ。）に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものとする。

(特定防衛調達についての国の債務負担)

第二条 国が特定防衛調達について債務を負担する場合に、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

(公表)

第三条 防衛大臣は、前条に規定する会計年度の予算について財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十八条の閣議決定があつたときは、遅滞なく、前条に規定する債務を負担する行為に係る特定防衛調達の概要及び当該特定防衛調達を長期契約により行うことによる縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

2 防衛大臣は、特定防衛調達に係る長期契約を締結したときは、遅滞なく、当該長期契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の当該長期契約の概要及び当該特定防衛調達を当該長期契約により行うことによる縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、特定防衛調達に係る平成三十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十一年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為

により支出すべき年限については、第二条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 平成二十七年年度の国庫債務負担行為に係る特定防衛調達についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条に規定する会計年度の予算について財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十八条の閣議決定があつたときは、遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

投票者氏名

日程第一 独立行政法人大学評価・学位授与機構
法の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名

二二六名

阿達 雅志君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤池 誠章君
赤石 清美君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井 みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	宇都 隆史君
上野 通子君	江島 潔君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼 みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山 山さつき君
金子 原二郎君	木村 義雄君
岸 宏一君	北川 イッセイ君
北村 経夫君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
古賀 友一郎君	上 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
島尻 安伊子君	島田 三郎君

島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階 惠美子君
高野 光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曾 根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯 武史君
西田 昌司君	野上 浩太郎君
野村 哲郎君	羽生 田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	堀井 巖君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君
牧野 たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原 じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山谷 えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川 ゆうみ君	吉田 博美君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
足立 信也君	相原 久美子君
有田 芳生君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君

尾立 源幸君	大久保 勉君
大島 九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本 美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山 幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉 賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田 弥太郎君	徳永 エリ君
那谷 屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村 まさみ君	野田 国義君
羽田 雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山 ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井 美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住 裕一郎君
河野 義博君	佐々木 さやか君
杉 久武君	竹谷 とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平本 大作君
矢倉 克夫君	山口 那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
東 徹君	小野 次郎君
片山 虎之助君	川田 龍平君
儀間 光男君	清水 貴之君
柴田 巧君	寺田 典城君

藤巻 健史君 真山 勇一君 室井 邦彦君 アントニオ猪木君 井上 義行君 行田 邦子君 田中 茂君 松田 公太君 山口 和之君 山田 太郎君 江口 克彦君 中野 正志君 中山 恭子君 浜田 和幸君 松沢 成文君 和田 政宗君 中西 健治君 水野 賢一君 薬師寺みちよ君 渡辺美知太郎君 福島みずほ君 又市 征治君 吉田 忠智君 主演 了君 谷 亮子君 山本 太郎君 荒井 広幸君 平野 達男君 糸数 慶子君 奥石 東君	反対者氏名 井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 大門実紀史君 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君	日程第二 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為 により支出すべき年限に関する特別措置法案(内 閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 阿達 雅志君 二二一名 青木 一彦君 愛知 治郎君 赤石 清美君 有村 治子君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石井みどり君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 岩井 茂樹君 岩城 光英君 宇都 隆史君 上野 通子君 江島 潔君	尾辻 秀久君 大家 敏志君 大沼みずほ君 大野 泰正君 太田 房江君 岡田 直樹君 岡田 広君 片山さつき君 金子原二郎君 木村 義雄君 岸 宏一君 北川イツセイ君 北村 経夫君 熊谷 大君 小泉 昭男君 小坂 憲次君 古賀友一郎君 上月 良祐君 鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 島尻安伊子君 島田 三郎君 島村 大君 末松 信介君 世耕 弘成君 関口 昌一君 伊達 忠一君 高階恵美子君 高野光二郎君 高橋 克法君 滝沢 求君 滝波 宏文君 武見 敬三君 柘植 芳文君 塚田 一郎君 鶴保 庸介君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中泉 松司君 中川 雅治君 中曾根弘文君 中西 祐介君 中原 八一君 長峯 誠君 二之湯 智君 二之湯武史君 西田 昌司君 野上浩太郎君 野村 哲郎君 羽生田 俊君 長谷川 岳君 馬場 成志君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤井 基之君 藤川 政人君 古川 俊治君 堀井 蔵君 堀内 恒夫君 舞立 昇治君 牧野たかお君 松下 新平君 松村 祥史君 松山 政司君 丸川 珠代君 丸山 和也君 三木 亨君 三原じゅん子君 三宅 伸吾君 水落 敏栄君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森 まさこ君 森屋 宏君	柳本 卓治君 山崎 力君 山下 雄平君 山田 修路君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本 一太君 山本 順三君 吉川うみ君 吉田 博美君 若林 健太君 脇 雅史君 渡辺 猛之君 渡邊 美樹君 足立 信也君 相原久美子君 有田 芳生君 石上 俊雄君 石橋 通宏君 磯崎 哲史君 江崎 孝君 江田 五月君 小川 勝也君 小川 敏夫君 尾立 源幸君 大塚 耕平君 大島九州男君 加藤 敏幸君 大野 元裕君 金子 洋一君 風間 直樹君 北澤 俊美君 神本美恵子君 小西 洋之君 郡司 彰君 小見山幸治君 小林 正夫君 櫻井 充君 斎藤 嘉隆君 榛葉賀津也君 芝 博一君 田中 直紀君 田城 郁君 田中 直紀君 津田弥太郎君 徳永 エリ君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 長浜 博行君 難波 奨二君 西村まさみ君 野田 国義君 羽田雄一郎君 白 眞敷君 浜野 喜史君 林 久美子君 広田 一君 福山 哲郎君 藤末 健三君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 前川 清成君 前田 武志君 牧山ひろえ君 増子 輝彦君 水岡 俊一君 森本 真治君 安井美沙子君 柳澤 光美君 柳田 稔君 吉川 沙織君 荒木 清寛君 秋野 公造君 魚住裕一郎君 石川 博崇君	河野 義博君 佐々木さやか君 杉 久武君 竹谷とし子君 谷合 正明君 長沢 広明君 新妻 秀規君 西田 実仁君 浜田 昌良君 平木 大作君 矢倉 克夫君 山口那津男君 山本 香苗君 山本 博司君 横山 信一君 若松 謙維君 東 徹君 小野 次郎君 片山虎之助君 川田 龍平君 儀間 光男君 清水 貴之君 柴田 巧君 寺田 典城君 藤巻 健史君 真山 勇一君 室井 邦彦君 アントニオ猪木君 井上 義行君 行田 邦子君 田中 茂君 松田 公太君 山口 和之君 山田 太郎君 江口 克彦君 中野 正志君 中山 恭子君 浜田 和幸君 松沢 成文君 和田 政宗君 中西 健治君 水野 賢一君 薬師寺みちよ君 渡辺美知太郎君 主 演 了君 谷 亮子君 荒井 広幸君 平野 達男君 奥石 東君	反対者氏名 井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 大門実紀史君 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君 福島みずほ君 又市 征治君 吉田 忠智君 山本 太郎君 糸数 慶子君
--	---	---	--	--	---	--

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月七日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

私が平成二十七年三月十九日付けで提出した「平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問主意書(第百八十九回国会質問第

八五号)に対する政府答弁書(内閣参質一八九第八五号。以下「答弁書」とする)に疑義が生じたため、重ねて質問いたします。

一 政府は、答弁書一及び二において、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」は、お尋ねの菅内閣官房長官の発言における「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」と必ずしも一致するものではない」と答弁しています。が、何故一致しないのか、その理由をお示し下さい。

二 前記一に関して、政府は、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者(以下「排除できない者」とする)と「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々(以下「行方不明の方々」とする)について、それぞれどのような意味付けをしているのですか、両者の違いを明確にお示し下さい。

三 政府は、平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定の「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策(以下「本件決定」とする)において、「拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす」としています。この政府方針に該当するのは排除できない者ですか、それとも行方不明の方々ですか、明確にお示し下さい。

示して下さい。

四 政府は、本件決定において、「拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する」としています。この「拉致の可能性を排除できない事案」とは、排除できない者に関する事案ですか、それとも行方不明の方々に関する事案ですか、明確にお示し下さい。

五 政府は、昨年五月にストックホルムで開かれた日朝政府間協議について、外務省のホームページにおいて「日本側は、北朝鮮側に対し、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請した」ことを明らかにしています。この「行方不明者」とは、排除できない者のことですか、行方不明の方々のことですか、明確にお示し下さい。

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問に対する答弁書

一、二及び五について

御指摘の「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」とは、関係機関が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る者のことである。他方、御指摘の菅内閣官房長官の発言における「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」は、平成二十六年

五月の日朝政府間協議において、日本側は拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請し、北朝鮮側は全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施する意思を表明したことを念頭に置いたものである。

三について

御指摘の「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策(平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定)に記載している「全ての拉致被害者」とは、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第二条に基づき認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者のことを指す。

四について お尋ねの「拉致の可能性を排除できない事案」とは、関係機関が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者に関することである。

日本人抑留者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月七日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問

読売新聞がロシア連邦国立公文書館から入手した日本人抑留者名簿に関して質問します。

一 政府は、旧ソ連が現在の北朝鮮東部に開いた「第53送還収容所」の日本人抑留者八百六十九人の名簿を、いつ、どこから、いかなる経過で、入手したのですか。

二 前記一に関して、これまで政府が公表しなかった理由は何か。

三 政府による日本人の身元調査は、なぜセベリア抑留者が優先されたのですか。

四 政府は、旧ソ連やモンゴルに抑留された日本人は何人で、そのうち何人が亡くなったと認識していますか。

五 政府はシベリアから朝鮮半島北部に「逆送」された日本人の名簿をロシア政府から入手していますか。入手しているとしたら、それはいつのことか。何人分の名簿ですか。またそこに記録されている日本人は軍人や軍属だけですか。それとも民間人もふくまれていますか。それぞれ的人数をお示し下さい。

六 政府は旧満州、朝鮮半島北部、南樺太で抑留された日本人について、どんな資料を持っていますか。

七 政府は日朝交渉の課題のひとつである日本人遺骨問題に関して、ロシアから入手した抑留者名簿を活用する準備はありますか。あるとすればどのような活用法ですか、具体的にお示し下さい。

八 政府は北朝鮮の「龍山墓地」に埋葬された日本人の遺族名簿を持っていますか。持っているならば公開する準備はありますか。公開する準備がないならばその理由は何ですか。「第53送還収容所」の日本人抑留者名簿を厚生労働省のホームページに公開することの関連で、お示し下さい。

右質問する。

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出日本人抑留者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日本人抑留者に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「名簿」については、平成十八年に厚

生労働省がロシア連邦政府から提供を受けたものである。

二及び三について

政府としては、平成三年以降、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「旧ソ連邦」という。)から約三万九千件の「ソ連邦抑留死亡者名簿」が提供されるなどしたことから、旧ソ連邦の地域に抑留された者に関する調査を優先して実施したため、御指摘の「名簿」については、公表に至っていないところである。

四について

政府としては、旧ソ連邦及びモンゴル人民共和国の地域(以下「旧ソ連邦等の地域」という。)に抑留された日本人は、約五十七万五千人、旧ソ連邦等の地域において抑留中に死亡した日本人は、約五万五千人であると推計している。

お尋ねについては、平成十七年にロシア連邦政府から提供を受けた旧ソ連邦の地域に抑留された邦人であつて北朝鮮の地域に移送されたものの名簿も含めて、現在、厚生労働省において、その保有する関係資料を精査中であるため、お答えすることは困難である。

七について

北朝鮮に残された日本人の遺骨の問題については、引き続き、関係する行政機関が連携して適切に対応してまいりたいが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

八について

政府としては、お尋ねの「遺族名簿」は保有していない。

日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月七日

参議院議長 山崎 正昭殿

山田 太郎

日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問主意書

「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」である信書の送達について、我が国では、郵便事業として長く国家が独占して取り扱ってきた。その後、平成十五年に新たに信書の送達分野に民間事業者の参入を可能とする「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成十四年法律第九十九号)が施行された。

同法においては、手紙などの国民生活に不可欠な基礎的な通信サービスは全国一律に提供する「一般信書郵便事業」に対して、なるべく安い料金で、あまねく公平な役務の提供を行うとともに、国民の負託に応え、通信の秘密の保護を確保するために、厳しい許可基準が設けられた。その結果、いまだに参入する事業者はなく、実質的に日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)による独占状態が続いている。

このように一般的な信書の送達については、国民に他の選択肢がない状況にもかかわらず、また、厳しい基準の下に運用されるべき事業であるが、日本郵便職員等による郵便物の放棄・隠匿・窃取・横領・紛失や誤配送等の不祥事(以下「不祥事」という。)が後を絶たない。

実質的な独占事業として国民の負託に応えるべき郵便事業において、不祥事は、憲法に保障する通信の秘密を脅かし、国民の郵便事業に対する信用を失墜させる重大な問題である。そこで以下質問する。

一 日本郵便で不祥事が発生した場合において、政府が当該不祥事の発生を把握する手段を具体的に示されたい。

二 過去五年度について、各年度における日本郵便の不祥事の件数及び該当する郵便の通数を示されたい。また、それらは、各年度における郵便物の引受件数の何パーセントを占めているか、放棄・隠匿・窃取・横領・紛失や誤配送の各々について示されたい。

三 過去五年度について、政府が報道を通じて把握した各年度における日本郵便の不祥事の件数を示されたい。

四 日本郵便では不祥事が発生した場合、「お客様へおかけした迷惑の度合い」、「社会的な影響の大きさ」を考慮し報道発表を行っていると思われるが、「迷惑の度合い」及び「社会的な影響の大きさ」の具体的な基準を示されたい。また、政府において具体的な基準を把握していない場合には、信書を送達することの重要性に鑑み、具体的な基準を把握すべきと考えが、政府の見解を示されたい。

五 日本郵便における不祥事の発生状況に対する政府の認識を示されたい。また、不祥事の撲滅に向けて政府として何らかの対策を講じる考えがあれば、その具体策を示されたい。

六 信書を送達することの重要性に鑑み、日本郵便を適切に監督するために、政府は不祥事全体の把握し、公表すべきと考えがいかか。右質問する。

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山田太郎君提出日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山田太郎君提出日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「不祥事」の具体的な範囲が必ずしも

明らかではないが、郵便物の放棄、隠匿、窃取及び横領並びに記録郵便物(交付時に受領の証印又は署名を受ける郵便物をいう。以下同じ。)の紛失(以下「郵便物の放棄等」という。)については、総務省において、主として日本郵便株式会社の報道発表を通じて把握しているほか、必要に応じ、同省において、日本郵便株式会社(平成十七年法律第百五号 第十六条第一項の規定による検査等を行うことにより把握することとしている。

二について

日本郵便株式会社によれば、平成二十二年度から平成二十六年までの各年度における①郵便の業務に従事する者による郵便物の放棄等の事実が発覚した件数及び②放棄、隠匿、窃取又は横領された郵便物の通数と紛失した記録郵便物の通数との合計は、次のとおりとことである。

平成二十二年度	①百八十四件	②約六千九百通
平成二十三年度	①二百三十八件	②約九千通
平成二十四年度	①二百八十三件	②約二万九千七百通
平成二十五年度	①二百六十八件	②約一万九百通
平成二十六年	①四百二十件	②約二千五百通

また、同社によれば、郵便物の放棄等に係る事実が発覚した年度に当該事実に係る郵便物が引き受けられたものであると仮定した場合の各年度における①放棄、②隠匿、③窃取若しくは④横領された郵便物の通数又は⑤紛失した記録郵便物の通数の当該年度の郵便物の総引受通数に占める割合(小数点第九位を四捨五入した数字)は、次のとおりとことである。なお、同社によれば、平成二十六年度については、現時点で郵便物の総引受通数が判明していないため

お尋ねの割合を示すことは困難であり、また、お尋ねのうち郵便物の「誤配達」については、郵便物以外のものと区分して把握しておらずお答えすることは困難であるとのことである。

平成二十二年 ①〇・〇〇〇〇〇二一五パーセント ②〇・〇〇〇〇〇二六六パーセント ③〇・〇〇〇〇〇〇一一パーセント ④〇・〇〇〇〇〇〇〇二パーセント ⑤〇・〇〇〇〇〇九三三パーセント

平成二十三年 ①〇・〇〇〇〇〇八八八パーセント ②〇・〇〇〇〇〇三六四五パーセント ③〇・〇〇〇〇〇〇〇四パーセント ④〇・〇〇〇〇〇〇〇六パーセント ⑤〇・〇〇〇〇〇一六一パーセント

平成二十四年 ①〇・〇〇〇〇〇六五八九パーセント ②〇・〇〇〇〇〇八九六八パーセント ③〇・〇〇〇〇〇〇〇一一パーセント ④〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二パーセント ⑤〇・〇〇〇〇〇一六三三パーセント

平成二十五年 ①〇・〇〇〇〇〇一〇七四パーセント ②〇・〇〇〇〇〇四三七五パーセント ③〇・〇〇〇〇〇〇〇二八七パーセント ④〇・〇〇〇〇〇〇〇〇一パーセント ⑤〇・〇〇〇〇〇一四三三パーセント

三について
お尋ねの「不祥事」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、総務省において、日本郵便株式会社又は旧郵便事業株式会社の報道発表を通じて把握した郵便物の放棄等の件数は、平成二十二年は七件、平成二十三年は九件、平成二十四年度は十六件、平成二十五年は十二件、平成二十六年は五件である。

四について
日本郵便株式会社によれば、郵便物の放棄等に係る個別事案の報道発表は、「お客様へおかけした迷惑の度合い」及び「社会的な影響の大きさ」を考慮して行っているが、お尋ねの「迷惑の度合い」及び「社会的な影響の大きさ」の具体

的な基準は作成していないとのことである。五及び六について
郵便物の放棄等については、利用者の信頼を損なうものであり、遺憾であると認識している。総務省としては、事案が重大と認められる場合には、必要に応じて個別に指導し、再発防止策の報告を受けるなど、日本郵便株式会社に對して適切な監督を実施しているところであり、同社において社員教育の強化を始めたことと再発防止策に取り組んでいると承知していることから、現時点で同省において「不祥事の全件を把握し、公表」することは考えていないが、今後とも、適切な監督に努めてまいりたい。

アジアンフラ投資銀行に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年四月七日
参議院議長 山崎 正昭殿
中西 健治

本年三月三十一日、中国が主導して設立を模索するアジアンフラ投資銀行(以下「AIIIB」という。)の創設メンバーとなるための参加申請が締め切られた。日本は、公平なガバナンスの確保並びに債務の持続可能性及び環境・社会に対する影響への配慮の確保に対する疑問を理由に、参加申請を見送る一方、イギリス、ドイツ、フランス及びイタリアといったG7主要国のみならず、韓国及び台湾といった東アジアにおけるアメリカの同盟国・地域までもが、同日までにAIIIBへの参加を申請している。

このうち、イギリスの参加表明について、四月一日の衆議院外務委員会において岸田外務大臣が「英国がAIIIBの参加を表明する前に、英国が

ら日本に對しまして事前に通告というものがありました。」と答弁している。一方、四月五日付け読売新聞朝刊では、「財務省も外務省も説明が悪すぎた。『G7の国々は入りませんと』と言っていた。」と報じられるなど、G7諸国からの参加について財務省や外務省の見通しが甘かったことも指摘されており、我が国の外交戦略に関する情報共有や情報分析に課題を残す結果となった。

そこで、以下質問する。
一 政府は、AIIIBを巡る財務省と外務省の行政事務を、どのような配分基準によつて分けているのか。両省の設置法に基づく所掌事務との関係と併せて明らかにされたい。

二 イギリスの参加表明に関して、本年三月三十一日付け毎日新聞朝刊では「外交関係者によると、(中略)主要七か国(G7)メンバーには、約一か月前に参加検討を通告した。」と報じられている。事前通告があったこと自体は、既に四月一日の衆議院外務委員会でも岸田外務大臣が認めているが、政府がイギリスからAIIIB参加表明の事前通告を受けたのは、具体的に何月何日であるのか。仮に日付を明らかにできないのであれば、おおよその時期を示されたい。

また、事前通告を受けたのは、財務省と外務省のいずれであるかを明らかにされたい。
三 前記二におけるイギリスの事前通告の詳細を、財務省と外務省の間で情報共有したのは、何月何日か。特定の日時を示すことが困難である場合は、前記二における事前通告を受けた日から何日後かを明らかにされたい。

四 政府は、本年一月一日以降に、イギリス以外の国からAIIIB参加申請の事前通告を受けたか。仮に受けたとすれば、イギリスを含めて何か国から事前通告を受けたかを明らかにされたい。

五 政府は、前記二におけるイギリスの事前通告を受けて、イギリス以外のG7諸国がAIIIBに参加することとなる可能性を検討したか。検

討結果と併せて明らかにされたい。
六 政府は、我が国がAIIIBに参加しないことによつて、我が国にとつていかなる不利益が生じると認識しているか。

七 政府は、我が国がAIIIB創設メンバーに加わらないことによつて、我が国にとつていかなる不利益が生じると認識しているか。
右質問する。

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出アジアンフラ投資銀行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出アジアンフラ投資銀行に関する質問に対する答弁書
一について
財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第四号第五十二号において「国際復興開発銀行その他の国際開発金融機関に関すること」は財務省の所掌事務とされており、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条第一号において「外交政策に関すること」は外務省の所掌事務とされている。アジアンフラ投資銀行(以下「AIIIB」という。)に関する事務については、このような所掌に基づき実施している。

二から五までについて
政府の情報収集の内容や外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。また、政府部内の検討内容等について明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、差し控えたい。

六及び七について
政府としては、AIIIBにおいて公正なガバナンスが確立されることや、AIIIBが債務の

持続可能性を無視した貸付けを行わないこと等が確保されるか否かが明らかでない現時点において、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。

北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区长からの要請に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月八日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭殿

北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区长からの要請に関する質問主意書

北部訓練場内のヘリパッド(着陸帯)建設事業は、同訓練場の一部返還に伴い、東村高江区周辺に新たに六つのヘリパッドが建設されようとしているものである。このヘリパッドは、同区及びその周辺地域への騒音被害や住民の安全に影響を及ぼすものであるだけにとどまらず、同ヘリパッドの近くの絶滅危惧種でもあるノグチゲラの営巣地にも深刻な影響を与えるなど、環境破壊をもたらすものである。特に、一部のヘリパッド(N4地区)については、米側への提供手続前にもかかわらず米軍機が使用するなど、その運用状況は杜撰きまりなく、周辺住民も不安を募らせていたところ、本年二月十七日には、N4地区のヘリパッドが正式に米軍へ先行提供されることが閣議決定され、実際に運用も開始されたことで、住民は不安を倍増させている。このような危険で環境破壊をもたらす施設の建設・運用は、即刻中止すべきである。

他方で、平成二十二年七月二十日には、東村高江区長名で、地域住民の生活環境の担保と迷惑補償の観点から、十八項目からなる「北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う要請について」(以下要

請書)という。が、東村長を通じて沖縄防衛局に提出されている。

この要請書は、必ずしもヘリパッド建設を容認したものではなく、実際に建設が行われ、一部先行して運用されている状況に鑑みると、実際に住民が被っている不利益に対する補償措置である要望事業等について、政府は適切に対応すべきである。よって、以下質問する。

一 新たなヘリパッド建設及び米軍への提供は、北部訓練場の一部返還の条件であったが、今回、ヘリパッドが一部提供されたにもかかわらず、北部訓練場一部返還について何らの動きも見られない。現在、事実上、ヘリパッドが増設されており、住民の負担軽減どころか負担増となっている状況と考えるが、住民の負担軽減に関する政府の現状認識を明らかにされたい。

また、北部訓練場の一部返還と新たなヘリパッドの提供は、完全にリンクするものであり、先行提供に併せて先行返還を行うべきであると考え、政府の見解を明らかにされたい。

二 現在、高江区の住民は、新たなヘリパッドの先行提供により、騒音被害や米軍機の飛行による危険に晒されている状況にある。一義的にはヘリパッドの建設工事を直ちに中止すべきであるが、こうした実際の住民への不利益を少しでも軽減するためには、要請書の十八項目の要望事業等が進められるべきである。政府の要望事業等の推進に関する認識を明らかにされたい。また、実際にこれら要望事業等に着手している事例があれば、その進捗状況についても明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区长からの要請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区长からの要請に関する質問に対する答弁書

一について

北部訓練場の土地については、平成八年十二月二日に発表された沖縄に関する特別行動委員会の最終報告(以下「SACO最終報告」という。)において、ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から同訓練場の残余部分に移設すること等を条件として、その過半を返還することとされている。

移設される六か所のヘリコプター着陸帯のうち、整備が完了した二か所については平成二十七年二月に米側に提供したところであり、現在、残る四か所のヘリコプター着陸帯の整備に向けて取り組んでいるところである。

いずれにしても、政府としては、同訓練場の過半の返還を早期に実現し、沖縄県の方々の負担の軽減を図るため、着実に取組を進める必要があると考えている。

二について

御指摘の「要請書」における「北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う要請」のうち、「一、住宅及び学校上空の飛行回避のため、進入回避標識灯を二カ所以上設置すること」については、平成二十六年十一月に沖縄防衛局が高江小中学校体育館の屋上に進入回避標識灯を設置したところであり、「二、騒音測定器を二カ所以上設置し、訓練期間中は、継続して測定結果を区民に通知すること」については、平成二十三年三月に同局が東村高江区内の二か所に航空機騒音自動測定装置を設置したところであり、その測定結果については、東村及び高江区に対し適時適

切に説明している。「三、夜間七時以降の飛行は禁止すること」、「四、学校の授業時間及び学校、区民行事の際には飛行訓練は禁止すること」と及び「六、軍用車輛の公道での制限速度の厳守と農道への乗り入れは禁止すること」については、累次の機会に、米側に対し、地域住民の方々への騒音面や安全面における影響に最大限の配慮を行うよう申し入れを行ってきた。

「五、北部訓練場以外での歩行訓練は行わないこと」については、SACO最終報告において、「公道における行軍は既に取り止められている」とされている。「七、事故及び事件が発生した場合に早急に対応し、区民に対して説明を行うこと」については、事故及び事件が発生した場合、同局担当者から東村の連絡責任者に連絡する体制を整えており、「八、訓練等に関する疑問、質問等が生じた場合は、早急に連絡が取れるよう体制を整えること」については、同局に連絡が取れる体制を整えている。

また、御指摘の「要請書」における「要望する補助事業について」のうち、「二、コミュニティ広場の整備に関すること」については、平成二十四年五月に完成した高江区公園の整備に対して、平成二十二年からの三か年度にわたり、東村に対し、同公園の整備に係る助成を行ったところである。

政府としては、御指摘の「要請書」については、引き続き誠意を持って対応してまいりたい。

首都機能移転に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月九日

浜田 和幸
参議院議長 山崎 正昭殿

首都機能移転に関する質問主意書

首都機能移転に関し、以下質問する。

一 首都と最大都市の異なる国は少なくない。アメリカではワシントンDCとニューヨーク、カナダではオタワとトロント、オーストラリアではキャンベラとシドニー、ブラジルではブラジリアとサンパウロなど、都市の役割が見事に分担されている。また、ドイツの首都はベルリンだが、連邦裁判所と連邦憲法裁判所はカールスルーエ、ドイツ連邦銀行はフランクフルト、国防省はボンといった具合に、政府機関が分散されて機能している。翻って我が国の場合、三十年以内に七十％程度の確率でマグニチュード七程度の首都圏直下型地震の発生が予想される東京都に「頭」と「心臓」に当たる部分が併存している状態は、極めてハイリスクな現状に対してリスク分散さえもなされていない状況といえる。折しも、地方創生や少子化対策が国政の課題となっており、首都機能移転若しくは分散をこれらの課題とともに検討する好機と考えるが、政府の見解を示されたい。

二 統合型リゾート(IRS)を解禁するための法案が提出され、成立した場合、選定都市には、国際会議場・展示施設などのMICE施設、ホテル、商業施設、アミューズメント、テーマパーク、レストラン、カジノなどが設置されると考えられる。首都機能を移転若しくは分散する際のインフラ整備という面からも、選定都市の一つを首都機能の移転対象地域にすることは政策上の親和性が高いと思われるが、政府の見解を示されたい。

三 国会等の移転先候補地について、北東地域の「栃木・福島地域」、東海地域の「岐阜・愛知地域」及び可能性のある地域として「三重・畿央地域」が一九九九年の国会等移転審議会答申で選定された。しかし二〇〇三年、衆参両院の「国会等の移転に関する特別委員会」にて、移転は必要だが、三候補地の中でどの候補地が最適なのか絞り込めない旨の中間報告を採択している。その後、世論も盛り上がりから国土交通省では専従の担当者もなくなつたようだが、前出の三地域は安倍政権においても有力な移転先候補地という認識が、社会情勢の変化に伴い候補地はリセットされたという認識が、見解を示されたい。

平成二十七年四月十三日
参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議員 浜田和幸君提出首都機能移転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十七年四月十七日
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員 浜田和幸君提出首都機能移転に関する質問に対する答弁書

参議院議員 浜田和幸君提出首都機能移転に関する質問に対する答弁書
一から三までについて
お尋ねの「首都機能移転」については、一貫して国会主導で検討が行われてきたところであるが、平成十六年十二月に、「国会等の移転に関する政党間両院協議会」において「座長とりまとめ」が取りまとめられた後、国会での議論が進捗していない状況であると承知している。政府としては、国会における議論の進展が重要であると認識しており、国会から協力の要請があれば、国民への情報提供や必要な調査を行うなど、適切に対応してまいりたい。

沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果(中間報告)等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議員 浜田和幸君提出首都機能移転に関する質問に対する答弁書

沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果(中間報告)等に関する質問主意書
本年三月二十三日、沖縄防衛局は、米軍嘉手納飛行場の返還跡地である沖縄市サッカー場(以下「当該サッカー場」という。)において二月六日から十九日の間に発見された十七本のドラム缶の付着物等の分析結果の中間報告を発表した。報道によると、十七本中八本の付着物から人体に有害な発がん性物質と指摘されている「ジクロロメタン」が、土壌汚染対策法の指定基準を超えて検出されたことが明らかになった。さらに、人体に有害な「1,2-ジクロロエタン」や「ベンゼン」などの物質も検出された。

これまでも当該サッカー場からこうした汚染物質の付着したドラム缶等が何度も発見されている。本来、市民がスポーツを楽しむ場所であるにもかかわらず、長期にわたって使用できない状況が続くことは異常なことと言わざるを得ない。また、人体に有害な物質が何度も検出され、周辺住民も非常に不安を感じており、このような状況は断じて認めることができない。
今後、政府として速やかに調査を完了し、原状回復を図る必要があると考えるが、このようなドラム缶等の出所や経緯についても詳細な調査をした上で、その責任を問う必要がある。

よって、以下質問する。
一 まず、これまでのドラム缶等の発見状況や調査結果及び今回の中間報告の内容を明らかにされたい。
次に、今回検出された「ジクロロメタン」等の物質それぞれについて、一般論としてどのような用途が考えられ、また、人体にどのような影響が考えられるのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 これまでに検出された汚染物質について、有識者から、米軍がベトナム戦争で使用した枯葉剤の関連物質ではないかとの指摘がなされたが、政府はこれを認めていない。今回の有害物質についても、その出所は明確になっていないが、長年にわたり米軍嘉手納飛行場として使われていた事実を照らせば、米軍由来のものであることは明らかである。

政府としては、速やかにドラム缶等の出所を明らかにするため、当該サッカー場の米軍基地としての使用時の状況について、米軍当局への問い合わせのほか、退役米軍人の証言聴取などの各種取組を行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。
三 現在、国、沖縄県、沖縄市において、汚染物質の周辺への影響も含めた調査等が実施されているが、これらに関する費用負担について明らかにされたい。

また、今後、原状回復のための除染措置等の実施に当たっては、現行の「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」において、返還された基地跡地については、国が責任を持って支障除去をすることとされている趣旨を踏まえ、当該サッカー場についても費用負担を含め国が主体的に責任をもつて行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十七年四月二十一日
参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議員 浜田和幸君提出沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果(中間報告)等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出沖縄市サツカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果(中間報告)等に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄防衛局としては、平成二十五年六月十三日に空のドラム缶が発見された沖縄市サツカー場が所在する土地(以下「本件土地」という。)におけるドラム缶の探査、発見されたドラム缶の発掘及びその付着物の分析を専門知識を有する業者に委託して行うとともに、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)に対し事実関係を照会する等の調査を進めているところであり、同年六月から同年七月までの間に二十二本、同年九月から平成二十六年二月までの間に六十一本及び平成二十七年二月に十七本のドラム缶をそれぞれ発掘したところである。

平成二十五年六月から同年七月までの間及び同年九月から平成二十六年二月までの間に発掘したドラム缶の付着物等の調査結果や、平成二十七年二月に発掘したドラム缶の付着物等の分析結果の中間報告(以下「中間報告」という。)については、同局のホームページにおいて公表したとおりである。

お尋ねの「今回検出された「ジクロロメタン」等の物質」について、網羅的に答えすることは困難であるが、中間報告において設定した判定に係る基準値を超過して検出された五種類の物質について、それぞれの①用途及び②人体への影響(国際がん研究機関による分類)をお示しすると次のとおりである。

一・二・ジクロロエタン ①塩ビモノマー原料、合成樹脂原料等 ②「ヒト」に対して発がん性があるかもしれない物質
ジクロロメタン ①ペイント剥離剤、プリント基板洗浄剤、金属脱脂洗浄剤等 ②「ヒト」に対して恐らく発がん性がある物質

テトラクロロエチレン ①ドライクリーニン
グ溶剤等 ②「ヒト」に対して恐らく発がん性がある物質
ベンゼン ①染料、合成ゴム、合成洗剤等の
合成原料等 ②「ヒト」に対して発がん性がある物質

トリクロロエチレン ①金属機械部品などの
脱油脂洗浄剤等 ②「ヒト」に対して発がん性がある物質
二について
沖縄防衛局においては、本件土地にドラム缶が埋められていた原因の究明に向けて、お尋ねの「米軍基地としての使用時の状況」に関して、米軍等への問合せを行う等の調査を進めているところであり、今後適切に対応していく考えである。

三について
本件土地においては、国の責任において土壌汚染範囲調査等を含む原状回復措置を実施しているところである。また、御指摘の「調査等」のうち、沖縄県及び沖縄市によるものは、それぞれの判断において行われていると承知している。

「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年四月十三日
有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿
「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問主意書

平成二十七年三月三十一日付けで私が提出した「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問主意書(第百八十九回国会質問第九一号)に対する政

府答弁書(内閣参質一八九第九一号。以下「答弁書」とする)について質問します。

一 政府は、答弁書二について、「その全てを包括的に答ええることは困難であるが、国際社会において北朝鮮による広範な人権侵害が指摘されていると承知している」と答えています。この北朝鮮による広範な人権侵害とは、日本がEJ等と共同して提出している北朝鮮人権状況に関する国連総会決議や人権理事会決議に記述されている拉致問題をふくむ北朝鮮における深刻な人権侵害のことと理解してよろしいですか。

二 外務省ホームページにある「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)最終報告書」(以下「最終報告書」とする)によると、北朝鮮による組織的で広範かつ深刻な人権侵害として、①食料の権利に対する侵害、②強制収容所に関連したさまざまな侵害、③拷問及び非人道的な取扱い、④恣意的な拘束及び拘禁、⑤差別、特に基本的な人権及び基本的自由の組織的な否定及び侵害、⑥表現の自由に対する侵害、⑦生存権の侵害、⑧移動の自由に対する侵害、⑨外国人の拉致を含む強制失踪の九分野(以下「九分野」とする)を列挙しています。答弁書において政府のいう「北朝鮮による広範な人権侵害」とは、最終報告書にある九分野のことですか。

三 最終報告書にある「調査委員会の主な調査結果」において、「調査委員会は、北朝鮮による組織的、広範かつ重大な人権侵害がこれまで行われてきており、また、現在も行われていることを明らかにした。判明した侵害は多くの場合、国策に基づいた人道に対する罪を伴っていた」と記述されています。政府は、九分野は人道に対する罪であるとお考えですか、政府の見解をお示し下さい。

四 政府は、今後の人権教育・啓発における「北朝鮮当局による人権侵害問題」への取り組みとして、いわゆる日本人妻問題に加え、最終報告書にある九分野についてもこれを人道に対する罪として広く国民に人権教育と啓発をしていくものと理解してよろしいですか。

五 政府は、今後の人権教育・啓発における「北朝鮮当局による人権侵害問題」への取り組みとして、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の全てが解決しない限り広く国民に人権教育と啓発をしていくものと理解してよろしいですか。

右質問する。
平成二十七年四月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問に対する答弁書
一及び二について
お尋ねについては、御指摘の決議や報告書等において北朝鮮による広範な人権侵害が指摘されていると承知している。

三及び四について
御指摘の報告書の個々の文言が意味するところについて、政府としてお答えする立場にな

五について
お尋ねについては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号)第二条第三項等の規定に基づき、引き続き国民世論の啓発を図ることに努めてまいります。

発行所 千一〇五十八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部 二八円
(本体 二〇円)